

令和7年度 高崎市介護人材家賃補助金 申請のてびき

高崎市では、介護職員等の確保及び定着支援を図るため、新たに市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）に就職し、市内の賃貸住宅等に入居する者に対して、予算の範囲内で家賃の一部を補助する事業を実施しています。

1 補助対象者について

次のすべての要件を満たす場合に対象となります。

要 件 一 覧	<ul style="list-style-type: none"> ①過去1年以内に、現在勤務する事業所を除く、市内の他の事業所で介護職員等（※1）として勤務した経験がなく、令和5年4月1日以降、新たに市内の事業所に就職した介護職員等であること。 ②市内の賃貸住宅等（※2）に居住しており、本市の住民基本台帳に記録されていること。 ③継続して勤務する意思があること。 ④生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑤市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）について滞納をしていないこと。 ⑥家賃（※3）について滞納していないこと。 ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。 ⑧過去に当該交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと、又は第6条に規定する補助対象期間の上限（12月）まで補助金の交付を受けていないこと。
	※1 介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定及び許可をうけた事業所を運営するもの。ただし、居宅療養管理指導事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所は除く。）と直接雇用契約を結び、市内の事業所で1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務する職員をいう。
	※2 介護職員等が自己の居住の用に供するために、本人名義で住宅の所有者と賃貸借契約を締結した住宅であり、当該家賃について自己負担のあるものをいう。ただし、介護職員等の配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅を除く。また、社宅については、介護職員等の宿舎として介護事業者が借り上げた居室をいう。
	※3 賃貸住宅等に係る賃貸借契約に定められた賃借料（共益費及び管理費を含み、駐車場使用料、敷金、礼金及び更新料その他の居住以外の費用を除く。）の月額をいう。また、社宅については、当該賃借料について介護職員等が自己負担のある月額をいう。
	◎外国人留学生等については上記要件のほか次の①から⑥のいずれかに該当する者が対象となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人技能実習生 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ②特定活動外国人 出入国在留管理庁が示す『「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について』により、特定活動（4か月・就労可）の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ③特定技能外国人 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ④在留資格「介護」にて介護福祉士として介護業務に従事する者 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の介護の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ⑤経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ⑥在留資格「技術・人文知識・国際業務」にて介護職員等として業務に従事する者 入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する者であって、受け入れる事業所によって雇用される者をいう。

- ※1 介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定及び許可をうけた事業所を運営するもの。ただし、居宅療養管理指導事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所は除く。）と直接雇用契約を結び、市内の事業所で1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務する職員をいう。
- ※2 介護職員等が自己の居住の用に供するために、本人名義で住宅の所有者と賃貸借契約を締結した住宅であり、当該家賃について自己負担のあるものをいう。ただし、介護職員等の配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅を除く。また、社宅については、介護職員等の宿舎として介護事業者が借り上げた居室をいう。
- ※3 賃貸住宅等に係る賃貸借契約に定められた賃借料（共益費及び管理費を含み、駐車場使用料、敷金、礼金及び更新料その他の居住以外の費用を除く。）の月額をいう。また、社宅については、当該賃借料について介護職員等が自己負担のある月額をいう。

◎外国人留学生等については上記要件のほか次の①から⑥のいずれかに該当する者が対象となります。

い ず れ か に 該 当	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人技能実習生 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ②特定活動外国人 出入国在留管理庁が示す『「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について』により、特定活動（4か月・就労可）の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ③特定技能外国人 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ④在留資格「介護」にて介護福祉士として介護業務に従事する者 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の介護の資格をもって在留する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ⑤経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入れる事業所によって雇用される者をいう。 ⑥在留資格「技術・人文知識・国際業務」にて介護職員等として業務に従事する者 入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する者であって、受け入れる事業所によって雇用される者をいう。
---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 補助金の額について

補助金の額は、家賃から住居手当等及びその他の補助制度等の補助額を差し引いた額の2分の1（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1ヶ月当たり20,000円を上限として補助します。

※ただし、月途中の入退去により日割で計算する家賃については、対象外となります。

3 補助対象期間について

補助要件を満たし、かつ、初めて家賃の全額を支払った月、又は、認定の申請日が属する年度の4月のいずれか遅い方から通算して12月を限度とします。

※雇用開始日が月途中の場合、その月は補助対象期間には含めず、次の月からが補助対象期間となります。たとえば、雇用開始日が4月18日の場合、5月から12月分が補助対象期間となります。

4 認定の申請について（事前申請）

補助金の交付申請を行う前に、次に掲げる書類を添えて申請し、要件を満たしていることの確認を受けてください。申請については通年で受付をしておりますが、5(1)の表に記載の受付期間前までには申請してください。

※①の書類については、記入例も参考にしてください。

チェック	書類
<input type="checkbox"/>	①高崎市介護人材家賃補助金交付申請に係る認定申請書（様式第1号） ※「雇用証明書」の部分は事業者から記載及び証明を受けてください。【指定様式、記入例：4・5ページ】
<input type="checkbox"/>	②賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し。また、社宅については家賃の分かるものの写し ※途中で家賃等が変更された場合は、「7 お問い合わせ」までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	③本人の身分を証明できるものの写し ※運転免許証やマイナンバーカードなど。 ※外国人留学生等の代理申請の場合は、本人の在留カードなどと併せて、代理の方の身分証明書の写しもご提出ください。

※フリーレント期間のある契約など、家賃の支払いについて自己負担がない期間がある場合には、認定の申請の際にお申出ください

5 補助金の交付申請方法等について（申請時期に注意）

年度を4期に分け、申請者からの申請に基づき交付します。期ごとに申請が必要ですので、申請受付期間内に必要書類を高崎市役所長寿社会課まで提出してください（支所では受付できません。）。

(1) 受付期間等について

期別	受付期間	交付（振込）時期
第1期（令和7年4月～令和7年6月分）	令和7年7月1日（火）～7月31日（木）	令和7年8月下旬予定
第2期（令和7年7月～令和7年9月分）	令和7年10月1日（水）～10月31日（金）	令和7年11月下旬予定
第3期（令和7年10月～令和7年12月分）	令和8年1月5日（月）～1月30日（金）	令和8年2月下旬予定
第4期（令和8年1月～令和8年3月分）	令和8年3月23日（月）～3月31日（火）	令和8年4月下旬予定

※たとえば、6月分と7月分を申請する場合は、期をまたぐため、第1期と第2期の2回申請が必要です。

※申請受付期間の最終日（令和8年3月31日（火））までに申請書類の提出がない場合、その理由を問わず、補助金の交付はできませんのでご注意ください（郵送の場合、当日消印有効）。

(2) 申請に必要な書類について

※①、④の書類については、記入例も参考にしてください。

チ エ ック	書類
<input type="checkbox"/>	①高崎市介護人材家賃補助金交付申請書（様式第6号） ※「継続雇用証明書」の部分は雇用主から記載及び証明を受けてください。【指定様式、記入例：6ページ】
<input type="checkbox"/>	②高崎市介護人材家賃補助金交付申請に係る認定通知書（様式第2号）の写し ※長寿社会課から通知された上記認定通知書の写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	③本人の身分を証明できるものの写し ※運転免許証やマイナンバーカードなど。 <input type="checkbox"/> ※本人の身分を証明できるものの写しについては、初回の交付申請時のみご提出ください。2回目以降は記載事項に変更があった場合にはご提出ください。 ※外国人留学生等の代理申請の場合は、本人の在留カードなどと併せて、代理の方の身分証明書の写しもご提出ください。
<input type="checkbox"/>	④高崎市介護人材家賃補助金交付請求書（様式第9号） ※「請求年月日」と「請求金額」は記入せず、振込先口座情報を記入してください。 【指定様式、記入例：7ページ】
<input type="checkbox"/>	⑤家賃の全額を支払ったことが確認できる書類 ※通帳の写しを提出される場合は、補助対象期間の家賃を支払ったことが分かるページの写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	⑥振込先金融機関口座が確認できるものの写し ※通帳のコピー等

6 注意事項

申請に不正が認められた場合、補助金は交付できません。また、不正に補助金の交付を受けた場合、補助金を返還いただことになります。なお、市が必要あると認めたときは、申請者に対し、報告又は必要な資料を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

7 お問い合わせ先（申請書類の提出先）

この補助金についての問い合わせ及び申請書類の提出先は、次のとおりです。

担当：高崎市役所 福祉部 長寿社会課 長寿企画担当（2階）
住所：高崎市高松町35番地1
電話：027-321-1248（課直通）

記入例

高崎市介護人材家賃補助金の交付申請のため、高崎市介護人材家賃補助金交付要綱第7条の規定により認定書の交付を申請します。また、申請にあたり宣誓事項について宣誓し、高崎市が私の個人情報（課税情報等）を確認することについて同意いたします。

申請書作成日を記入してください。

20XX年 00月 00日

（宛先）高崎市長

申請者 郵便番号 〒370-●×▲■
住所 高崎市〇〇町〇〇番地
〇〇アパート〇〇号

この書類の「申請者」欄、補助金交付申請書の「申請者」欄、請求書の「請求者」欄、「口座名義」欄は、すべて同じ方を記入してください。

ふりがな たかさき たろう
氏名 高崎 太郎

生年月日 0000年 00月 00日

連絡先 ●●● (●●●) ●●●●

勤務先 名称 〇〇事業所

住所 高崎市〇〇町〇〇番地

連絡先 ●●● (●●●) ●●●●

※以下の証明書は、雇用主の介護事業者から記載及び証明を受けてください。

（介護事業者：介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定及び許可をうけた介護サービス事業所を運営するもの）

※代表者名欄の印については、代表者印等でお願いします。

雇用証明書

上記申請者は、20XX年 4月 1日に当事業者と直接雇用契約を結び、上記勤務先で 介護士 として1日6時間以上かつ月20日以上、または月120時間以上勤務していることを証明します。

2025年 4月 23日

所在地 高崎市〇〇町〇〇番地

事業者名 社会福祉法人 ●●●

● 社会福祉法人
● 代表者印
●

代表者名 理事長 ■■ ■■

連絡先 ▲▲▲ (▲▲▲) ▲▲▲

《住居手当（1ヶ月）の額》

※家賃を補助すること目的とした手当等がある場合のみ記載

10,000 円

提出の際に添付書類を忘れていないかチェックをお願いします。

添付書類

- 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し。社宅については家賃の分かるものの写し。
- 本人の身分を証明できるものの写し
(※外国人留学生等の代理申請の際は、代理の方の身分証明書の写しも併せてご提出ください。)

宣誓書

(宛先) 高崎市長

私は、高崎市介護人材家賃補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定による認定の申請をするにあたり、以下のことについて宣誓します。

- 過去1年以内に、現在勤務する介護事業所を除く、市内の他の介護事業所で介護職員等として勤務した経験がなく、令和5年4月1日以降、新たに市内の介護事業所に就職した介護職員等である。
- 市内の賃貸住宅等に居住しており、本市の住民基本台帳に記録されている。
- 繼続して勤務する意思がある。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 市税等（各種使用料及び手数料並びに各種資金の返還金等を含む。）について滞納をしていない。
- 家賃について滞納していない。
- 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- 過去に当該交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと、又は第6条に規定する補助対象期間の上限（12月分）まで補助金の交付を受けていない。

※全てにチェックが入らない場合は、認定書発行の対象になりません。

各項目について確認の上、全てにチェックを記入してください。
全てにチェックが入らない場合は、認定書発行の対象なりません。

記入例

(宛先) 高崎市長

申請年月日		20××年 〇〇月 〇〇日
申請者	住 所	〒370-●×▲■ 高崎市〇〇町〇〇番地 〇〇アパート〇〇号
	ふりがな	たかさき たろう
	氏 名	高崎 太郎
	連絡先	●●● (●●●) ●●●●
	勤務先	〇〇〇事業所

《継続雇用証明書》 ※事業主から記載及び証明を受けてください

20××年 〇〇月 〇〇日

上記申請者を、20●●年 4月 1日より継続して雇用していることを証明します。

所在地	高崎市〇〇町〇〇番地
事業所名	社会福祉法人●●●
代表者名	理事長 ■■ ■■
連絡先	▲▲▲ (▲▲▲) ▲▲▲▲

● 代表者之印 ● 社会福祉法人

高崎市介護人材家賃補助金の交付について、高崎市介護人材家賃補助金交付要綱第11条の規定により以下のとおり申請します。なお、補助金の審査及び決定に必要な高崎市が備える私の住民基本台帳に関する情報を高崎市が調査することに同意し、不正に補助金の交付を受けた場合は補助金を返還します。

記入せず、空欄のまま提出してください。

補助金交付申請額

円

補助金の申請区分にチェックしてください。
※必ず期ごとに申請書の作成をお願いします

申請期別	<input checked="" type="checkbox"/> 第1期（4月～6月）分 <input type="checkbox"/> 第3期（10月～12月）分	<input type="checkbox"/> 第2期（7月～9月）分 <input type="checkbox"/> 第4期（1月～3月）分	
補助対象月	家賃等（共益費及び管理費を含む） ※駐車場使用料、敷金、礼金及び更新料その他の居住以外の費用を除く。	住居手当等の額 ※家賃を補助することを目的とした手当等がある場合のみ記載。	補助対象額（千円未満切捨て） ※家賃等から住居手当等の額を差し引いた額の1/2又は限度額2万円/月を比較して小さい方の額
2025年4月	45,000円	10,000円	17,000円
2025年5月	45,000円	10,000円	17,000円
2025年6月	45,000円	10,000円	17,000円
合 計		51,000円	

〔添付書類〕

- 高崎市介護人材家賃補助金交付申請に係る認定通知書（様式第2号）の写し
- 本人の身分を証明できるものの写し（初回の交付申請時のみ。ただし、記載事項に変更があった場合には添付すること）

記入例

高崎市介護人材家賃補助金交付請求書

(宛先) 高崎市長

記入せず、空欄のまま提出してください。

請求年月日		年 月 日
請求者	住 所	高崎市〇〇町〇〇番地 〇〇アパート〇〇号
	ふりがな	たかさき たろう
	氏 名	高崎 太郎
連絡先	●●● (●●●) ●●●●	

今回の申請で補助金を請求する期間を記入してください。
なお、この記入例は、第1期を想定して作成しています。

2025年 4月分から 2025年 6月分までの高崎市介護人材家賃補助金として、高崎市介護人材家賃補助金交付要綱第11条の規定により以下のとおり請求します。

記入せず、空欄のまま提出してください。

1 請求金額 円

この書類の「請求者」欄、「口座名義」欄と、
補助金交付申請書の「申請者」欄は、
すべて同じ方を記入してください。

2 振込先口座情報

金融機関名	高崎〇〇	銀行・信金 信組・農協	支店名	高崎〇〇	支店・出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	0 1 2 3 4 5 6		
ふりがな	たかさき たろう				
口座名義	高崎 太郎				

※振込先口座は、請求者本人の名義のものに限る。

〔添付書類〕

家賃の全額を支払ったことが確認できる書類

振込先金融機関口座が確認できるものの写し（通帳のコピー等）

令和7年度 高崎市介護人材家賃補助金

様式集

書類の名称	ページ
①高崎市介護人材家賃補助金交付申請に係る認定申請書（様式第1号）	4・5
②高崎市介護人材家賃補助金交付申請書（様式第6号）	6
③高崎市介護人材家賃補助金交付請求書（様式第9号）	7